

田原本町議会会議録目次

○9月4日（第1日）

開会（午前10時00分）	1-4
町長招集挨拶	1-4
会期の決定（9月4日から12日までの9日間）	1-5
会議録署名議員の選出（安田喜代一、森 良子、古立憲昭君）	1-5
報 告 現金出納検査の結果報告	1-5
発議案の一括上程（発議第13号より発議第14号までの2議案について）	
趣旨説明	1-6
質 疑	1-9
討 論	1-19
採 決	
発議第13号 「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化 を求める意見書（原案可決）	1-22
発議第14号 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書（原案可決）	1-22
報 第9号 平成25年度田原本町健全化判断比率の報告（報 告）	
報 第10号 平成25年度田原本町資金不足比率の報告（報 告）	1-22
議案の一括上程（議第34号より認第2号までの19議案について）	1-25
町長より提案理由の説明	1-26
決算審査特別委員会の設置について	1-30
決算審査特別委員会の委員選任について	1-31
上程議案の委員会付託について	1-32
散会（午前11時45分）	1-33

平成26年 第3回 定例会

田原本町議会会議録

平成26年9月4日

午前10時00分 開会

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 藤原庸雅君 議事係長 中辻勇君

1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 石本孝男君
総務部長 楯田芳嗣君	総務部参事 北口尚吾君
住民福祉部長 持田尚顕君	産業建設部長 福岡伸卓君
上下水道部長 岡努君	秘書広報課長 岡本達史君

監査委員	井上喜一君	教育委員長	後藤田和子君
教育長	片倉照彦君	教育部長	寺田元昭君
会計管理者	奥山佳延君	選挙管理委員会 事務局長	吉田悦治君
農業委員会 事務局長	山内章司君		

平成26年田原本町議会第3回定例会議事日程

9月4日（木曜日）

- 開会（午前10時）
 - 町長招集挨拶
 - 会期の決定
 - 会議録署名議員の選出
 - 現金出納検査の結果報告
 - 休憩（日程の説明）
 - 発議案の一括上程（発議第13号及び発議第14号までの2議案について）
 - ・趣旨説明
 - ・質疑
 - ・討論
 - ・採決
 - 報第9号 平成25年度田原本町健全化判断比率の報告
 - 報第10号 平成25年度田原本町資金不足比率の報告
 - 議案の一括上程（議第34号より認第2号までの19議案について）
 - 町長より提案理由の説明
 - 決算審査特別委員会の設置について
 - 決算審査特別委員会の委員選任について
 - 上程議案の委員会付託について
 - 散会
-

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

初めに、先般、広島市北部を襲った豪雨による土砂災害では多くの方々が犠牲となられたことに心よりご冥福をお祈りし、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、これより平成26年田原本町議会第3回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） 町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成26年田原本町議会第3回定例会の開会に際しまして一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町政発展のため、多大なご支援、ご協力を賜っておりますことに厚く御礼を申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席をいただきまして、今期定例会を開会でき得ましたことに重ねて御礼を申し上げる次第でございます。

先般、東小学校において田原本町総合防災訓練を実施させていただきましたところ、議員各位をはじめ磯城消防署、関係諸団体、住民各位のご協力をいただき、無事訓練を終了いたしました。近年、各地で短時間に局地的な豪雨をもたらすなど、予測のできない被害が発生しています。災害時には地域住民が協力し、避難や救助などの初動活動が行える体制づくりを進めてまいりたいと考えております。今後も一層のご協力をお願いいたします。

今期定例会におきましては、平成25年度田原本町各会計歳入歳出決算認定、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計歳入歳出

決算認定をはじめ2件の報告事項及び17議案の重要案件につきましてご審議を賜るわけですが、何卒よろしくお願いを申し上げまして、簡単でございますが開会のあいさつとさせていただきます。

会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から12日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は12日までの9日間と決定いたしました。

会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

3番、安田議員、4番、森議員、5番、古立議員、以上3名の方にお願いたします。

現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 井上喜一君 登壇）

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、去る平成26年6月25日、7月25日及び8月25日に、議会選任委員の方と共に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属する平成26年5月31日、6月30日、並びに7月31日現在の出納状況について現金出納検査を実施いたしましたところ、検査日現在の現金残高は、町指定金融機関保有の現金残高及び各金融機関の預金残高の合

計と歳入歳出簿現金残高とが符合し、関係法令を遵守の上、的確に処理されていたことをご報告申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 日程説明の間、暫時休憩いたします。

午前10時05分 休憩

午前10時06分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に入ります。

発議案の一括上程（発議第13号及び発議第14号までの2議案について）

○議長（辻 一夫君） 発議第13号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書及び発議第14号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の2議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第13号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書及び発議第14号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の2議案につきましては、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第13号及び発議第14号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々提出者より趣旨説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第13号について、5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきましたので、今期定例会に提出させ

いただきました意見書、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書についての趣旨説明をさせていただきます。

ご承知のように、この脱法ハーブを含む危険ドラッグは、薬物の吸引が原因と見られる交通事故が後を絶たなくて悲惨な事故を起こしております。このことは皆様方も新聞やテレビを見られてご存じだと思います。

この脱法ハーブは、覚醒剤や大麻と似た作用のある化学物質を植物片、つまりハーブにまぶしたものであって、「合法ハーブ」や「アロマ」などと称して販売されております。使用すると意識障害や、けいれんなどを起こして、最悪の場合には死に至るケースもあるとも言われており、健康被害や重大な事故の病原とも言えるのではないのでしょうか。

警察によると、これは年々増加しており、政府は脱法ドラッグの根絶に向けて、化学構造が似た物質群を一括して規制する包括指定制度の導入を行っております。そして今年4月からは指定薬物の所持使用なども禁止となっており、脱法ドラッグの危険性と併せて、売る側ではなく、買う側も処罰対象になったということを周知徹底していかなければなりません。そして購入・使用を防がなければなりません。

一方、このように規制は広くなってきましたが、指定薬物かどうかという鑑定には時間がかかり、迅速な摘発には課題が残っております。危険ドラッグは簡易な検査方法が確立されておらず、販売や使用の疑いが濃厚であっても現行犯では逮捕はできない。このため鑑定結果が出るまでに容疑者に逃げられたり、新たな事件を起こす可能性もあるわけでございます。

したがって、この危険ドラッグの取り締まり強化と共に指定薬物の有無を短時間で鑑定できる方法の研究開発を急いでもらいたい。

また、脱法ドラッグは若者を中心として乱用が広がっております。したがって学校教育での意識啓発が重要であります。ただ、小・中・高の教員の約3割が脱法ドラッグの有害性をはっきりと説明できないということも述べられております。教員向けの研修などを充実させ、子どもたちに正しい知識を浸透させる必要があります。

この薬物に関しては依存性が強く、再犯も多いのが特徴でございます。薬物依存から抜け出す仕組みも強化しなければなりません。

先般のテレビでも、ちょっと報道があったんですけども、奈良県においても販売

しているのが3軒あると言われておりました。そのうちの1軒が田原本町のあるビルで行われているということがテレビで報道され、私自身、大変ショックを受けました。

このような状況でございますので、政府においても意見書に述べましたように、あらゆる手を尽くして、この危険ドラッグの根絶に向けた総合的な対策を強化することを強く求める次第でございます。

以上が趣旨説明でございます。各議員におかれましては、この趣旨に賛同いただけますよう、よろしくお願いを申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第14号について、12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書の趣旨説明をさせていただきます。

現憲法が昭和22年5月3日施行され、今日に至るまで70年間に我が国を巡る内外の諸情勢は劇的に変化を遂げています。

日本を取り巻く東アジア情勢は中国の軍拡による尖閣諸島への軍事的脅威の増大や、北朝鮮による核ミサイル開発によって緊迫化しており、一刻の猶予も許されない事態に直面しています。

他方、世界のテロや紛争の激化は世界平和に大きな影を落としています。国連はその安全保障の機能を発揮できていません。憲法がうたう平和を愛する諸国民の公正と信義は一体どこにあるのでしょうか。

一方、国内では、新たに家庭、教育、環境等の問題や大規模災害への対応が求められるようになってきました。成文憲法を持っている世界各国は、時々の実態に対応すべく憲法改正を行っており、第2次大戦後に主要国で憲法改正を行っていないのは日本だけあります。国民が現実と現憲法との乖離の解消を望んでいることは各種世論調査において憲法改正の支持が常に過半数を上回っていることから明らかです。また、各政党、報道機関、民間団体からも具体的な改憲案が提唱されています。

本年5月、6月、衆参両議院では憲法改正手続きを定めた国民投票法改正案を採

決し、可決成立。憲法の改正手続きが整いました。

国権の最高機関として、国民から国政を負託されている国会は、国民に対し、憲法規定の是非を自らが判断する国民投票の機会を一刻も早く与える責務があります。

本意見書については、現在既に全国の19の県議会で採択されております。本議会におきましても意見が採択できますよう、議員各位におかれましては、ぜひご賛同いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。

まず発議第13号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書について質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に発議第14号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書について質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書ですが、具体的に何をどういうふうに改正するかという中身が全くありません。何でもいから変えるという中身ですよ。

憲法というのは、国の最高法規でありますから、それを何でもいからどこか変えなさいという意見書を上げるということだと思えます。これがどういうことを意味しているのか全然理解できませんので、そこをちゃんと説明していただけないかなと思います。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 先ほども申し上げましたように、憲法改正について、各種世論調査、新聞報道、その他、民間企業、団体にも多くが憲法改正を望む意見があると、こういうことですね。

その中で、中国の脅威、近隣の脅威ですね。防空識別圏、それから空も海も中国が強硬な姿勢で来ておると。この間もアメリカの偵察機に対して緊急接近したとか。もう本当にいろいろな事象が起こって、日本の尖閣付近では、衝突も、危険が迫っておると、こういういろいろな状況。

そして、大規模災害、家庭、教育、その他についても国が、この憲法ではっきり

決め事をしないと、大規模災害における基本的人権、あるいは国の施策、緊急事態における施策、こういうものも変えていかねばならない。いろいろな問題が今現在、憲法と現実が起こっている問題とが対処できないと、こういうことでございます。だから早急に今現在問題がある部分について憲法を改正して、日本の国の状況に合わせた憲法が必要であると、そういうことでありまして、個々の何をどう変えるか、これは憲法審査会というものが設けられておりますし、そういう中で国会あるいはまた、いろいろな民間団体その他における意見の提言その他もあって、いろいろ議論の末に、そういう憲法改正に持っていくと。まずは国会における3分の2の憲法改正発議、そしてそのあとの国民投票で2分の1、過半数の国民投票により憲法改正に持っていくと。この国民投票での過半数、国民全体の過半数が憲法改正を望んでいるか否か、これが重要なことであり、そこに持っていく、世論調査の過半数が望んでおるということでありますし、この国民の意見を聞くことが最重要であろうと思われまます。

個々の内容については、それぞれが真剣に討議され検討されることによって決めていけば良いということでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 中身については憲法審査会で審議しなさいというような話なんですけれども。非常に今の説明は明確な話で、1つは平和主義に対する考え方を改めなさいという主張ですよね、中国や北朝鮮。それと後は大災害に対する対応を明記しなさいと。後は家族関係のあり方について憲法に記入しなさいと。その主張ですよね。非常に具体的やと私は思います。

それでね、憲法を変えたら、これが解決するんですか。そこを聞かせてください。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 解決するように議論をすると、検討すると、こういうことですね。あくまでも今の憲法で足らずの部分を変えていくと、こういうことでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） やっぱりね、議会として意見を上げる以上は、それなりの具

体性が必要だと思っんです。今、提案者が説明されたように、大きな中身は3つですよね、これを具体的に提案をされたらどうですか。それがこの中で憲法改正の早期実現を求める意見書では、そういうことにはなっていないでしょう。何でもよろしいから変えなさいということですよ。だからその点では、それほどその3つの項目に固執されるんでしたら、それが根拠だとおっしゃるのなら、それを具体的にされたほうが意見書が分かりやすくなると思っますけれども、そうじゃないですか。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 例えはという具体的な例示を挙げて、一応今3点ですか、いろいろほかにもあるわけですよけれどもね。例示を挙げよということでしたので、どこが悪いという話だったので、1つの例として挙げてあるわけ。これは本当に憲法という国の一番の根本法であるわけで、これを一議会として、この部分この部分ということ自体が、それはまたおかしな話で。これを決める発議をするのは国会、3分の2の発議ということで国会ですべき話ですよ、それを早くしていただくという意味での意見書であって、細かいところまで意見をすべきものではないと思っます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 提案者の方は国民投票という形で国民の判断を求めると書いてあるわけですよ。具体的な判断をしないといけないわけなんですよ。そういうことをするに当たって、やっぱり議会としての意思表示をするということですから、議会としての意思を伝えると。それは個々の問題を伝える、あと当たり前のことですよ。それは地方議会でやったらおかしじゃなくて、こういうことについて憲法改正の議論をしてくれという申し出は全く、そこの地方議会がしたらいけないということじゃなくて、これは意見形成の中の一つの重要な役割だと私は思っます。

それとですね、家族関係を憲法に規定しなさいと、そうしないと家族が崩壊するとなっていますけども。もともと憲法は誰に対して拘束力があるかということとは、憲法何条でしたかね、憲法第99条ですか、これは「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と。だから憲法を守らないといけないのは、この人たちですよ、ここに書いてあ

るわけですよ。

特に憲法には2つの柱があって、1つは国の仕事のあり方を決めますよと、こういうふうに仕事をしますよということと、後は基本的人権等をはじめとする国民の権利が書いてあるというものですから、こうあらねばならないというようなことを書くものではないと。家族関係はこうあらねばならないというように書くものでもないわけですよ。そういう本質的なものからしても、家族関係などをここに持ってくるというのは、もってのほかだと私は思うんですけども。それはどうお考えられますか。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 結局ね、個々には憲法というものが国の基本法、そこに基本的人権、今ある基本的人権その他、決め事があるわけですけども、その中でそれをもとに今の法体系があるわけですね、民法その他ね。その法律を作るのに憲法と抵触すれば法律は無効になるわけですね。

そういう中で、この法体系をきっちりしたものにするという意味から憲法をきっちりとしていくと、こういうことであるわけで、現在民法でも、家族関係については個々のことを規定しており、家族関係に対する規定がないと、こういうことから今、婚外子の問題その他について、民法上、最高裁まで争われておると。こんないろいろな諸問題が起こっておるわけですね。その中で、やはりこの憲法では不十分であると、こういうことで今いろいろ議論されているわけですね。そういう意味からも、きっちりとした憲法を新たに検討していくと、こういうことが大事であると。

ただ、今、個々にそういうことを今言っているんじゃないしに、あくまでもこの議会として、憲法を早いこと国民が判断できるように、国民の過半数が憲法改正を望んでいるのか、望んでいないのかということ判断するために、早く国会でその憲法の改正の発議をしていただくと。これは大きな3分の2という大きな縛りがかかっておるわけで、非常に難しいわけですけども、この憲法自体が今の占領された中で作られた憲法であると。日本の国の国体に合っていないという状況の中で、早いこと日本の国に合った憲法をとということで意見書を提出しておるわけでございます。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9 番、吉田議員。

○9 番（吉田容工君） あのね、憲法に違反したらいけないと。民法が憲法に違反するといけないわけですよ。憲法の中に家族関係が書いてあるのは第 24 条ですよ。これは「婚姻は、両性の合意に基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。」、これだけですよ。これに違反するような、どんなことをまた変えたいのかといたら、婚姻は自由にできないよというようなことになってくると違うかなど。

私はね、憲法というのは非常に大きな懐の広いものを作ってあると思うんですよ。ですから今提案者の小走議員がおっしゃったように、家族関係は問題があると。それは憲法に違反しているんじゃないくて、この民法を触るということで十分できる話であって、何も抵触しないと思いますし。日本に合わない憲法だと今主張されましたので、それは今の日本国憲法が、日本に合わない憲法を早く変えてほしいという主張されましたんですが、また今までとおっしゃっていることと違いますよね。

（「どこのことを言っているの。どこの」と小走議員呼ぶ）

いやいや、今おっしゃいましたよね。日本に合った憲法にすべきだと今おっしゃったじゃないですか。今の説明で、早く日本に合った憲法にすべきだとおっしゃったじゃないですか。だから言ってみたら、今の日本の憲法に日本には合っていないということですよ。それは全然ここに主張されていないじゃないですか。（「概略を説明しているよ。今の国際情勢の中でね、緊迫した状況の中で……」と小走議員呼ぶ）

だからその点では、1 つは、この家族関係に関しては憲法第 24 条に反するような、違うことを決めたいという主張がここに入っているのかどうかということですよ。もう入っていなかったら、違うことじゃなかったら変える必要はないわけで、個別法で対応できるということですよ。だからまた、それだけちょっと答弁願います。（「何を？もう一遍言ってください」と小走議員呼ぶ）

もう一遍言います。提案者の小走議員は家族関係を憲法の規定に反する形で民法で作ったら、それは憲法に抵触したらいけないので、憲法を変えないといけないということをおっしゃったと。それで憲法には、家族関係というのは第 24 条に書いてある「夫婦が相互の協力により、維持されなければならない。」と書いてあるだ

けど。それを違うほうにどう変えるんだということになるわけですよ、今の説明からしたらね。そうじゃないと。憲法には大変懐の広い中身が書いてあるだけで、それを具体的に決めるのは個別法で十分やと私は思いますけども、それをわざわざ家族関係も憲法を変えてしないといけないと主張されていますので、そこを説明してくださいということです。

○議長（辻 一夫君） 小走議員、ただいまの吉田議員の質問は理解ができますか。家族関係とかをおっしゃっているので、必要性を問うておられると思いますのでね。

12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） だからね、さっきから申し上げているように、小さいことを1つずつ捉えたらいっぱい、本当に莫大な議論になるわけですね。だから家族関係というね、吉田議員がおっしゃるような家族関係だけを捉えているわけではない。

一番大事な問題、最初から書いてあるように、今、中国の脅威、北朝鮮の脅威、世界の安全、そういう面で、日本がさっきも申し上げましたように、諸国民の信義に信頼してと、こういう文面。諸国民の信義があるのかどうか。これだけ世界でテロや紛争が起こっている中で、みんな信用して、隣国、中国を信用し、北朝鮮を信用し、あるいはそういう信頼できる隣国であるのかどうかとか、そういうところから、それでは今の憲法の規定では間に合わない。戦争放棄して、それで日本が諸国民の公正と信義に信頼するだけで日本の国が守られるのかということ。そんな今の世界情勢ではないわけですね。単なる家族関係だけがどうのこうのという話ではないわけです。だから、そういう細かいところをどうのこうのということを使うのじゃないと。全体のいろいろな問題がある、それをここで議論するのではないということを使っているわけで。やはり根本は国会で、国会が発議しないとどうにもならない話で、その国会で発議を早いこととしてよと、してくださいよという意見を上げるといふことであるわけね、個々の話をしているわけではありません。

以上です。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、意見書を出されたわけですよ。出された意見書に、やっぱりそれはそれなりの意味があるわけで、付け足しで書いてあるというような形の説明では困るわけですよ。今おっしゃったように、一番大事なことは平和主義

をどうするかということだとおっしゃいましたよね。それだったらそれで、今の平和の主義のあり方はおかしいと、これについて議論をしてくれと、そういう意見書を出されたら明確ですよ。これでしたら、それについてどうでもいいよと。いや、こっちが大事よということになってきますから、やっぱり意見書なら意見書らしく、何を目的として出すかということが、明らかな意見書を出すべきだと思いますから聞いているわけですよ。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） 何遍も言うように、この意見書は読んだら分かるわけです。日本国憲法と国民の世論との意見の乖離があるから、離れているから、その辺をもっと早いこと議論をしてくださいよという意見書であるわけで、細かいことを言っているわけではないわけです。そしたら個々にすべてを出していくのですか。それは国会の仕事ですね。あくまでも我が議会としては、早く国民の意思を聞くように発議をしてくださいよと。そして国民の権利である国民投票をする権利を国民に早いこと与えてくださいよという話をしているわけで、どれがいいんだ、悪いんだと、そんな話ではないわけです。一々そんなことを言っていたら前へ進まないですよ。ということですよ。

もういいのと違いますか。それ以上、言っても仕方ないです。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、一括して憲法全体を議論せよということをお求めているわけですか。それとも憲法というのは、先ほど提案者がおっしゃったように、70年間、1回も変えていない憲法はありませんよという提案でしたよね。それで、ごろっと変えないといけないものなのか、個々の条項ずつ変えることができるのかということはどうですか。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） だから、それは何をどう変えるかということは、個々に国会で議論をし、国民に問うていただくべき話であってね、一々この地方議会でそこまで求めるものではないということですね。だからこの意見書に書いてあるとおりであって、個々のものではないということですね。早いこと発議してちょうだいということですね。それだけです、大事なことです。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、個々じゃないよとおっしゃるけども、言ってみたら、提案者は今の憲法は現実に合っていないよということが前提なんでしょう。（「そうそう」と小走議員呼ぶ）

だからどこが合っていないかということは、ちゃんと明確にしないと説明できないじゃないですか。何でもいいから変えてくれと、文章上、そうしか読めないでしょう。基本的には国会で十分議論を尽くしていただいて、国民の皆さんにも分かるように、一人ひとりが判断できるように十分議論をされて、その上で発議があつて、その上で国民投票という過程があるわけですよ。その点では、やっぱり一人ひとりの国民の方が判断できるというところを作っていくといけないわけですから、意見書もやっぱりこの憲法が今の現状に合わないと思っておられる方がおられるのなら、ここが合わないから変えてちょうだいというのが一番分かりやすい意見書で、何でもいいから変えてちょうだいというのはおかしいと私は思っているわけです。

だから、なぜここに地方議会という田原本町議会が意見として出すに当たって、何でもいいから変えてちょうだいというのが、本当に町民の中で今の憲法が……。

（「言っていることをちゃんと聞いてくださいね。何でいいから変えてちょうだいみたいなのは言っていないですよ」と小走議員呼ぶ）

ああ、そうですか。そうおっしゃるんだったら、どれを変えてちょうだいと言っているんですか。分からないです、それでは。

○議長（辻 一夫君） 吉田議員、先刻から繰り返し提案者から説明がありました。具体的にいろんな諸問題、現状にマッチしていない部分があるというふうな趣旨の説明でありましたので、おっしゃることも分かりますけれども、提案者の説明も踏まえて、これで理解をお願いできないかと思えますけれどもね。（「できません」と吉田議員呼ぶ）

12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） この間の集団的自衛権の問題ね、これは吉田議員から提出されましたですね。あのときに、憲法改正じゃなしに解釈変更はだめだという話でしたよね。だから、するんだったら憲法改正しなさいという話でしたでしょう。だから憲法を改正しなさいと共産党自体も言っているんだから、憲法改正を早いこと

議題に出してね、憲法改正の話が国会で討議したらいいわけ、そのことを言ってるわけだね。もう共産党が言ってしておられる話を今実現しようと思っているのに、なぜ反対するんですか。（「議長、すみません」と松本美也子議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 11番、松本美也子議員。

○11番（松本美也子君） もう今も話が逸脱してどんどん展開していっています。吉田議員も申し訳ないんですけど、何度か質問していただいて、この意見書に対する質問もしていただいて、納得しないところもあると思いますけども、あと反対討論もありますし、賛成、反対の決議もありますので、何とかここでもう延々と、この議論を尽くしても、吉田議員は反対の立場、そしてまた推進の立場で、今意見書を提出している小走議員、もうずっと行っても平行線だと思います。ここで議論を吉田議員にも申し訳ないですが、十分質問をしていただいて納得はできないでしょうけども、後は反対討論の中でしっかり述べていただきたいと思いますので、吉田議員、どうでしょうか。議長、よろしくお願いします。

○議長（辻 一夫君） はい、ありがとうございます。

ただいま議運の委員長から私の進行のまずさでご指摘のご意見をいただきました。それでご理解していただきまして、もし、いろいろありましたら、後ほどの討論で再度お願いしたいと、こういうふうに思うわけでございます。（「いやいや、そんなのはだめですよ、そんなのは。質疑の時間じゃないですか」と吉田議員呼ぶ）

質疑の時間です。（「ただ、納得できるかできないか分からないですよ。でもね、説明が転々とするわけですよ。言ってみたら、最初は個々の問題をやっているんじゃないと、全体を国会で議論してくれと。ところが、言ってみたら現状にマッチしていないということがあるからということで、やっぱり個々の問題の説明になるんですよ。だから本当に個々の問題について上げるべきだと、上げるとしたらね。意見を上げるんだったら、それはおっしゃるとおり、その意を酌んで出されたらいいと思います。ところが、この文面で何でもいいとは書いてないと言っているけども、何でもいいから改正してくれとしか読めないですよ、これは。そこを説明してほしいですよ」と吉田議員呼ぶ）（「ですけど、いろんなものを早く審議してほしいと最後言われましたよね。初めはしゃべり過ぎておられるけども、最後はそう言っておられますよね。だからいろんなものを審議してもらいたいから国に出すと言わ

れたら、それで言葉は通るのと違うのですか」と呼ぶ者あり）（「ですから何でもいいということでしょう」と吉田議員呼ぶ）（「いやいや、何でもいいと言うより……。ですけど何にしたって……。そういう何でもいいと、吉田議員、極端な物の言い方で、そんな何でもいいって」と呼ぶ者あり）（「そうとれるじゃないですか、ここは」と吉田議員呼ぶ）（「いや、とれると違って、いろんなことに関して説明されておられて、そのあとに最終いろんなことを早く地方から国へ出して審議してもらいたいということですよ。違うのですか、小走議員さん」と呼ぶ者あり）（「そうそう」と小走議員呼ぶ）（「そうですよね。ですから、それで言われるのなら、もうそんなの全然夜中でも構わないですよ、いくらでも行くけども、そんなもの平行線ですよ。吉田議員は反対、こっちは出さないといけないしということですよ。ですけど、各地方から国へいろんな形で早く審議してもらいたいという意味で、最終まとめて小走議員は言われたんですから、吉田議員、それだったら、それで最後もうまとめて言われたんだから、後は反対討論へ行かないと仕方がないと違うのですか」と呼ぶ者あり）（「もう説明……」と吉田議員呼ぶ）（「最後、初めのほうはいろんなことを言われましたね」と呼ぶ者あり）（「議長、そうしたら、もうこれ以上説明しないということですか」と吉田議員呼ぶ）（「いや、そんな極端な言葉をとって議事録残したらいけないですよ」と呼ぶ者あり）（「そういうことですか」と吉田議員呼ぶ）

そういう湾曲した解釈ではなしに。（「議長、暫時休憩を」と呼ぶ者あり）（「自民党対共産党ですから交わることがないですよ。理事者が退屈されていますよ、暫時休憩してください」と呼ぶ者あり）（「暫時休憩を」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） はい、それでは暫時休憩させていただきます。

午前10時45分 休憩

午前10時48分 再開

○議長（辻 一夫君） それでは再開いたします。

ほかに質疑ございませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） この意見書には「新しい時代にふさわしい憲法に改める」ということが書かれています。これは具体的には何も提示されていないわけですから、

これを判断するに当たって、どの辺が古くてどの辺が新しいかということだけ、最後におっしゃってください。

○議長（辻 一夫君） 12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） それだったら最初の話に、また戻るだけの話でね。さっきから例示したように、やっぱり現実と憲法の規定とが合っていないと、あんまり間に合わないようになってきたと、だんだんね。だからそれを憲法審査会でちゃんと案を出して、早期に国民投票に付するようにはしてくださいよという話ですよ。個々に言ったら、またそのことに対して、これはどうやとあれはどうやという横に広がるだけの話だし、そういうことで、このことについて、これを早いことを国民投票をしてくださいというのが、賛成なのか、反対なのかということですので、そういうふうにご理解をいただいて、反対なら反対にさせていただいたらと思います。

以上。

○議長（辻 一夫君） ほかに質疑ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございますので、これで質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは発議第14号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書に対して反対の立場で討論をさせていただきます。

今回は表題のほうは「憲法改正の早期実現を求める意見書」ということでした。しかし、質疑を通して明らかになったことは、その個々の具体的なものについては、地方議会では特定しない。後は国会で判断して出したらよろしいと。ただ、憲法を変えることだけは早くしてもらって、その改正案を示して国民の投票に付すべきだという主張のように伺われました。

そこで、私は憲法が新たな時代にふさわしい憲法に変えるという点では、今の憲法が時代にふさわしくない憲法であるというところの根拠については全く理解できません。この憲法は世界で一番私は進んでいる憲法だと理解しています。

しかも趣旨説明の中で、外交問題では憲法が書いてあるような、他国との……。

すみません。憲法の「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配

する崇高な理想を深く自覚するものであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」と。この中身に対して、近隣の諸国が信頼できるのかというようなご指摘もございました。

その点では、信頼をいかに築いていくか、これが今求められている中で、その中で相手を信頼できないと切ってしまう。あるいは軍事力で対応しようというような動きが強まる中で、こういう意見書が出されることには納得できませんし、賛同できません。

さらに、この提案の中では家族関係等も書かれています。しかし、この憲法は先ほども質疑の中で明らかにしましたが、誰が守るべきものかといいますと、憲法第99条「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。」と。憲法で義務を負うのは、こういう方々です。ですから国民にこうあるべきと説くものでは、もともとありません。そんな憲法の本質を歪めるような中身の説明はありました。その点では、この憲法をどう生かしていくのか。これが今求められているときに、言葉は違うとはおっしゃいましたけれども、何でもいから改正せよといわんばかりの、こういう意見書を出すことは、田原本町議会としての資質、品位が問われるんじゃないかと私は考えます。

その点では、本意見書に対し、この意見書を提出しないことを求め、反対の討論とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番、森井議員。

（2番 森井基容君 登壇）

○2番（森井基容君） それでは発議第14号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書について賛成の立場で討論をさせていただきます。

敗戦後の占領下で制定されました日本国憲法は、先ほどもありましたが、半世紀を超え70年近くも経過し、その年月の中で社会情勢の変化、国際情勢の変化、多々あるにもかかわらず、いまだ1回の改正もなされてはおりません。日本国憲法は決して不磨の大典ではございません。人の作ったものに完全無欠なものなどないわけで、必要に応じ適切に該当する条文について、加除修正を加えることが最も理に

かなったことであると考えています。

日本と同様に敗戦国であるドイツにおいては、57回もの改正がなされており、緊急事態への対応、国民の権利に関するもの等、その内容は多岐にわたり、その時々々の情勢に対応するための改正が適宜なされています。また同じく敗戦国のイタリアにおいても、統治に関する改正を中心として15回の改正がなされています。

私が考える現状と乖離した日本国憲法の中身について一例を挙げますと、日本国憲法の前文の一節にある「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」とあります。また、「われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。」とあります。

ところが、私たち国民のこの決意や信念があつたとしても、現状はしたたかな隣人たちに囲まれ、我が国の領土に対する主権が侵害されたり、拉致事件に代表される国民の権利の侵害事案も多々発生しております。無条件に他国を信頼する前提では、我が国の存立すら脅かすものと言わざるを得ないと思います。

以上のことだけでも明らかであります。憲法改正の発議と国民投票の実施は急務であると考えています。

議員の皆様におかれましては、本意見書についてご賛同賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。10番、植田議員。

（10番 植田昌孝君 登壇）

○10番（植田昌孝君） 国会に憲法改正の早期実現を求める意見書案について賛成の討論をさせていただきます。

戦後、占領体制から脱却して、我が国が主権を回復したとされているサンフランシスコ平和条約が昭和27年4月28日に発効されました。平成に入ってから、平成19年には憲法改正国民投票法が成立され、平成22年5月18日に国民投票法が施行され、憲法改正の道が大きく開かれました。

日本国憲法が戦後約70年間、一度も改正されることがなく、時代が変化し、現代の状況に対応するためには憲法改正が不可欠であると思います。

今回の憲法改正の意見書案は、憲法改正の具体的な内容には踏み込まず、主権者である国民が憲法規定の是非を判断する機会である国民投票の実現に絞って意見書を求めるものであると思います。どの条文をどういうふうに改正するのか、曖昧なままでの憲法改正の早期実現は大変危険であるという意見もあるかもしれませんが、私は今回の憲法改正の具体的な内容は国会で審議され、意見書決議としては多くの議会の支持により、国会による発議と国民投票の実現のための審議促進を国会に求めるものであると思います。

よって、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書について賛成の立場で討論とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第13号、「危険ドラッグ（脱法ハーブ）」の根絶に向けた総合的な対策の強化を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 全員賛成と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

続きまして、発議第14号、国会に憲法改正の早期実現を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

報第 9号 平成25年度田原本町健全化判断比率の報告

報第10号 平成25年度田原本町資金不足比率の報告

○議長（辻 一夫君） 続きまして、報第9号、平成25年度田原本町健全化判断比

率の報告及び報第10号、平成25年度田原本町資金不足比率の報告についての2議案を議題といたします。

お諮りいたします。報第9号及び報第10号の2議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、報第9号及び報第10号の2議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、既に招集通知と共に配付いたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より報告議案の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。町長より報告議案の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成26年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました議案のうち、報告事項について概要の説明を申し上げます。

報第9号及び第10号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、平成25年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の審査意見を付して報告するものでございます。

健全化判断比率の4指標のうち、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字であったため該当いたしません。

次に実質公債費比率は7.3%、将来負担比率は44.3%となりました。前年度と比較すると、実質公債費比率は、公債費が減少傾向にあることなどから1.0ポイント、将来負担比率は、町債残高の減少や財政調整基金等の残高の増加などから7.5ポイント、それぞれ減少し改善しております。

これら健全化判断比率の財政4指標は、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に資金不足比率につきましては、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計ともに資金不足は生じていないので該当せず、これについても経営健全化基準を下回っております。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの町長の報告議案の説明に対し質疑を許します。質疑ありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） なかなかちょっと数字の問題で難しいので教えてほしいです。実質公債費比率が7.3%ということになっています。これは実際に分母と分子について教えてもらえますか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 鍬田芳嗣君 登壇）

○総務部長（鍬田芳嗣君） まず実質公債費比率の分母とおっしゃいましたが、分母につきましては、標準財政規模と元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額でございます。分子におきましては、地方債の元利償還金と準元利償還金から特定財源を引いたもので、元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額の算入額によりまして求めているものでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そこで私分からないのは、一般会計、公共下水道事業特別会計、そして山辺広域行政事務組合、国保中央病院組合の元利償還を加えていると。その数字はこの決算を見ても何も出てこないのです、そこを知りたいんです。それがどれだけですか。

○議長（辻 一夫君） 総務部長。

（総務部長 鍬田芳嗣君 登壇）

○総務部長（鍬田芳嗣君） 資料の分で平成25年度田原本町健全化判断比率の総括表の4ページでございますが、まず（A）が地方債の元利償還金でございます。

（B）の括弧でくくっております準元利償還金におきまして、山辺広域行政事務組合と国保中央病院組合の負担金の分と、地方債の財源に充てたと認められるもので、

右側のほうで数字を示させていただいているところでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでね、山辺と国保の分が全体でいくらあって、そのうち田原本町がいくらというのが分かりますかという話です。

○議長（辻 一夫君） 暫時休憩させていただきます。

午前11時10分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開します。

総務部長。

○総務部長（楢田芳嗣君） まず国保病院分が9,517万5,000円で、山辺の消防の分が176万4,000円でございます。

○議長（辻 一夫君） よろしいですか。（「分かりました」と吉田議員呼ぶ）
ほかにありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これで質疑を打ち切ります。

報第9号、平成25年度田原本町健全化判断比率の報告及び報第10号、平成25年度田原本町資金不足比率の報告については議会の承認事項ではありませんので、以上でご了承をお願いいたします。

議案の一括上程（議第34号より認第2号までの19議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、議第34号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第2号）より、認第2号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの19議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第34号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第2号）より、認第2号、平成25年度山辺広域行政

事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの19議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案については、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 議長のご指名によりまして、平成26年田原本町議会第3回定例会に提出させていただきました各議案につきまして、その概要の説明を申し上げます。

議第34号、平成26年度田原本町一般会計補正予算(第2号)につきましては、補正予算額は2,986万8,000円の増額で、予算総額は116億6,487万9,000円となります。

補正の内容といたしましては、民生費806万1,000円の増額は、精神障害者医療費助成を実施することに伴う経費でございます。

衛生費2,072万7,000円の増額は、水痘及び高齢者肺炎球菌感染症が定期の予防接種の対象疾病に追加されたことに伴う予防接種の経費でございます。

農林水産業費108万円の増額は、農地法の一部改正による農家台帳システム改修に対する委託料でございます。

財源については、県支出金、諸収入及び繰越金でございます。

次に、議第35号、平成26年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、補正予算額は2,732万6,000円の増額で、予算総額は36億9,571万4,000円となります。

補正の内容につきましては、療養給付費等の精算に伴う国庫支出金返納金でございます。

財源については、繰越金でございます。

次に、議第36号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、補正予算額は686万2,000円の増額で、予算総額は23億6,965万円となります。

補正の内容といたしましては、介護給付費等の精算に伴う国庫支出金等の返納金でございます。

財源については、支払基金交付金、県支出金及び繰越金でございます。

次に、議第37号、田原本町附属機関に関する条例につきましては、要綱等に基づき設置している外部有識者を含む委員会等の実態が地方自治法における条例に基づく設置が必要な附属機関に該当するとする司法判断が出ている状況を踏まえ、現在設置している委員会等の実態調査を行い、附属機関として8つの委員会等を設置するための条例を制定するものでございます。

次に、議第38号、田原本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、及び議第39号、田原本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、児童福祉法に基づき市町村毎に定める必要があることから、利用者が心身ともにすこやかに成長するために、適切な環境等が確保されるよう基準を定めるものでございます。

次に、議第40号、田原本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましては、子ども子育て支援法に基づき市町村毎に定める必要があることから、すべての子どもが心身ともにすこやかに成長するために、適切な環境等が確保されるよう基準を定めるものでございます。

次に、議第41号、田原本町食育推進会議設置条例につきましては、本町の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食育基本法第33条の規定により会議を設置するものでございます。

次に、議第42号、田原本町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきましては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律に基づき所要の改正を行うものでございます。

次に、議第43号、田原本町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、本条例において引用する「母子及び寡婦福祉法」が改正され、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と名称が改められたことなどによる所要の規定

整備を行うものでございます。

次に、議第44号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例につきましては、子ども子育て支援新制度で対象が全学年となることに伴い入所資格を改めることや、田原本小学校第一・第二学童保育所の区分を、田原本小学校学童保育所の名称にまとめるなどの改正を行うものでございます。

次に、議第45号、田原本町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例につきましては、附属機関を設置するための明文化に伴うもの並びに賞じゅつ金の種類及び金額に関する条文を整備するため所要の改正を行うものでございます。

次に、議第46号、財産の取得につきましては、田原本町ごみ中継施設の用地取得で、土地6,840平方メートルを1億4,928万8,400円で取得するもので、議第47号、財産の取得につきましては、田原本町公用車（塵芥収集車）の購入で、ごみ収集体制等の整備を図ることから、6トン級塵芥収集車1台及び3トン級塵芥収集車3台の購入を予定しており、契約金額2,878万2,000円により、大和郡山市井戸野町345番地の1、奈良日野自動車株式会社、代表取締役松末佳明より取得するもので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第48号、田原本町ごみ中継施設造成工事請負契約締結につきましては、中継施設建設予定地において、造成工、擁壁工などの造成工事を契約金額7,242万480円、田原本町大字宮森337番地の1、株式会社仲谷組、代表取締役仲谷尚紀と、議第49号、田原本町ごみ中継施設建設工事請負契約締結につきましては、中継施設建設予定地において、中継棟、管理棟、資源ごみ棟、パッカー車等車庫などの建設工事を契約金額8億2,998万円、大阪市淀川区宮原3丁目3番31号、新明和工業株式会社 流体事業部営業本部関西支店、支店長 甲斐更成と、議第50号、唐古・鍵遺跡整備事業公園整備工事請負契約締結につきましては、唐古池東側約3万3,700平方メートルにおいて、唐古・鍵遺跡の特徴でもありません環濠の復元等の公園整備工事を契約金額7,547万4,720円、田原本町大字新町35番地の4、三輪・竹田特定建設工事共同企業体 三輪工業株式会社、代表取締役 辻中正人と、工事請負契約を締結したいので、議会に付すべき契約及び

財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、認第1号、平成25年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定につきましては、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものであります。

各会計の決算の概要でございますが、一般会計は、歳入総額115億1,134万7,000円で、歳出総額104億8,449万9,000円となり、歳入歳出差引額は10億2,684万8,000円であり、翌年度に繰り越すべき財源1億4,769万7,000円を除く実質収支は8億7,915万1,000円となりました。

続いて、国民健康保険特別会計は、歳入総額が39億2,384万1,000円で、歳出総額は34億2,039万8,000円となり、歳入歳出差引額は5億344万3,000円となりました。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の152万6,000円となり、歳入歳出差引額はゼロでございます。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額及び歳出総額は同額の17億2,371万8,000円となり、歳入歳出差引額はゼロでございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額が3億6,081万5,000円で、歳出総額は3億6,031万9,000円となり、歳入歳出差引額は49万6,000円となりました。

介護保険特別会計は、歳入総額が22億7,055万5,000円で、歳出総額は22億4,885万円となり、歳入歳出差引額は2,170万5,000円となりました。

磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計は、歳入総額が1,439万8,000円で、歳出総額は1,162万円となり、歳入歳出差引額は277万8,000円となりました。

水道事業会計については、収益的勘定による収入総額が8億841万円、支出総額は7億2,912万7,000円で、消費税を差し引いた純利益は7,248万3,000円となり、前年度からの繰越欠損金1億7,881万5,000円を加

えた当年度末における未処理欠損金は1億633万2,000円となっております。

資本的勘定は、収入総額が1億20万円、支出総額は3億1,642万6,000円となり、収入支出差引額は2億1,622万6,000円の不足となり、過年度分損益勘定留保資金等で補てんいたしております。

次に、認第2号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、平成26年4月1日付けで奈良県広域消防組合が設立され、その前日をもって山辺広域行政事務組合が解散したことによる打切り決算であり、奈良県広域消防組合規約附則第2項の規定により議会の認定を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げました。何卒慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして町長の提案理由の説明を終わります。

決算審査特別委員会の設置について

○議長（辻 一夫君） それでは本定例会に一括上程されております議案のうち認第1号、平成25年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定及び認第2号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についてお諮りいたします。

去る8月28日に開催されました議会運営委員会において協議をいたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、本件については7名の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員の選任のため暫時休憩させていただきます。

午前11時30分 休憩

午前11時37分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員選任について

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、委員の選任については議長より指名いたします。

氏名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは発表いたします。

決算審査特別委員会、構成人員は7名でございます。

委員を朗読いたします。なお、順不同、敬称は省略させていただきます。

松本美也子、植田昌孝、吉田容工、竹邑利文、西川六男、森井基容、阪東吉三郎。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いいたしたいと思っておりますので暫時休憩いたします。

午前11時38分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に決算審査特別委員会の正副委員長の選出について協議いたしました結果を、事務局長に発表させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） 発表いたします。

決算審査特別委員会、委員長、松本美也子委員、副委員長、西川六男委員。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されましたので、よろしく願いいたします。

上程議案の委員会付託について

○議長（辻 一夫君） それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会及び決算審査特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会及び決算審査特別委員会に各々付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長より朗読させます。

○議会事務局長（藤原庸雅君） それでは委員会別の付託議案を朗読いたします。

議第34号、平成26年度田原本町一般会計補正予算（第2号）から議第36号、平成26年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの3議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第37号、田原本町附属機関に関する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第38号、田原本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例から議第41号、田原本町食育推進会議設置条例までの4議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第42号、田原本町暴力団排除条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第43号、田原本町ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例及び議第44号、田原本町放課後児童健全育成施設設置条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第45号、田原本町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例につきましては、総務文教常任委員会。

議第46号、財産の取得についてにつきましては、清掃工場建設検討特別委員会。

議第47号、財産の取得についてにつきましては、厚生建設常任委員会。

議第48号、田原本町ごみ中継施設造成工事請負契約締結について及び議第49号、田原本町ごみ中継施設建設工事請負契約締結についての2議案につきましては、清掃工場建設検討特別委員会。

議第50号、唐古・鍵遺跡整備事業公園整備工事請負契約締結についてにつきましては、唐古鍵遺跡整備検討特別委員会。

認第1号、平成25年度田原本町各会計歳入歳出決算の認定について及び認第2号、平成25年度山辺広域行政事務組合一般会計及び山辺広域振興基金特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案につきましては、決算審査特別委員会。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午前11時45分 散会